

防災・復興における男女共同参画の推進に関する政府の施策の取組状況について

資料2

平成25年12月6日

(注)この資料は、監視専門調査会「第3次男女共同参画基本計画の実施状況についての意見(「防災・復興における男女共同参画の推進」について)」(平成24年12月)に対して、それぞれの対応状況を事務局から照会し、これに対する回答内容を掲載したものです。
項目によっては「担当府省」欄に記載の府省以外にも、関係する府省があるものがあります。

No.	章	項	意見	対応内容	対応状況	担当府省	備考
1	第1	はじめに					
			○ 政府においては、本意見を踏まえ、関係府省が連携を図りながら、施策をより一層強力に推進されたい。				
2	第2	基本的な考え方					
			○ 政府においては、東日本大震災において顕在化した課題を取り上げて、防災・復興に関し、男女共同参画に日頃の関心や関わりが薄い人々も含めて、様々な人々が参加でき、それを通じて誰もが男女共同参画の意義と必要性を理解できるよう、平時から取り組んでいく必要がある。				
3	第3	防災・復興に係る政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大					
		1 国及び地方公共団体が設置・開催する会議等への女性の参画の拡大					
			○ 中央防災会議の下に設けられる専門調査会や復興推進委員会、防災・復興に関して担当大臣等の下で開催される各種の有識者会議等の構成員について、これらの数値を念頭に置きつつ、引き続き女性の参画拡大を図っていく必要がある。	○ 中央防災会議については学識経験者4名のうち1名を、中央防災会議の専門調査会である防災対策実行会議についても、学識経験者11名のうち3名を女性としており、防災分野における女性の登用に配慮しているところ。 ○ 復興推進委員会については、「復興の加速化」に加え、「新しい東北の創造」について、御議論いただくため、今年3月に新たな委員の任命を行った。 その際、地域の将来像を検討するに当たり、 ① 東北の未来社会を構想できる知識と発想力、 ② 経済の活性化を構想できる知識と発想力、 ③ 地元の知恵や被災地での活動経験 などを考慮して、被災地等の現場で実際に活躍されている有識者を中心に人選した。 女性委員は15人中3人であるが、女性委員の中には、男女共同参画の観点から活躍されている方や、防災や避難所等での生活環境に関し男女双方の視点から取り組んでいる方もおり、適切に男女共同参画の視点は取り入れていると認識している。 また、今年6月の中間とりまとめにあたっては、懇談会を数回行い、多数の女性有識者を招いてご意見を伺った。年度末の提言とりまとめにあたっては、引き続き女性を含め多くの方の意見をいただく機会を設けられないか、検討中である。	対応済	内閣府	
	○ 地方公共団体に対し、引き続き地方防災会議等への女性の参画の拡大と地域防災計画等への男女共同参画の視点の反映を働きかけるとともに、その状況について継続的にフォローアップし、女性の参画状況に関するデータをウェブサイト等を通じて公表していく必要がある。	○ 内閣府が地方公共団体向けに作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月)において、地方防災会議等への女性の参画拡大及び地域防災計画等への男女共同参画の視点の反映を盛り込んだところ。取組指針の内容については、関係府省の協力を得て、地方公共団体の防災・復興担当部局に通知したほか、平成25年10月から11月にかけて、内閣府防災部局が全国9か所で開催するブロック会議においても本取組指針の周知を図った。今後も様々な機会を活用して周知していく予定。 地方防災会議及び復興計画の策定等のための委員会等に占める女性委員の割合については、地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況、平成25年版男女共同参画白書に掲載し、ウェブサイトでも公表している。	対応中	内閣府			
4	第4						
			○ 地方防災会議の委員として学識経験者(大学教授等の研究者のみならず、女性も含むものである)を追加し、防災に関する政策・方針決定過程において多様な主体の参画を拡大した。(災害対策基本法の一部を改正する法律(平成24年法律第41号))(地域防災計画は、同会議が作成。) また、防災基本計画においては、男女共同参画などの多様な視点を取り入れた防災体制を確立すべき旨を定めている。	対応済	内閣府		

No.	章	項	意見	対応内容	対応状況	担当府省	備考
5		2	国及び地方公共団体の防災・復興関連部局における女性の参画の拡大 ○ 第3次基本計画に基づき、引き続き、女性国家公務員及び女性地方公務員の採用・登用の促進に取り組んでいく必要がある。さらに、国や地方の防災・復興関連部局における職員の男女比率を庁内全体の職員の男女比率に近づけるよう、関連部局において取組を進める必要がある。そのような取組を実効性あるものとして取り組んでいくためには、防災・復興関連部局における女性職員の占める割合の状況を定期的に把握し、例えば、女性の占める割合についての数値目標と達成の年限を定めるなど積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の考え方や手法を取り入れることが有効である。	○ 内閣府が地方公共団体向けに作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月)において、防災担当部局の担当職員について、女性職員の採用・登用の促進に取り組むことを記載。取組指針の内容については、関係府省の協力を得て、地方公共団体の防災・復興担当部局に通知したほか、平成25年10月から11月にかけて、内閣府防災部局が全国9か所で開催するブロック会議においても本取組指針の周知を図った。今後も様々な機会を活用して周知していく予定。	対応中	内閣府	
				○ 女性職員が妊娠・出産・育児等を経ても働き続けられるような環境を追求していくとともに、これまで女性を配置しなかったポストについても、積極的に女性の登用を進めていく。	対応中	警察庁	
				○ 女性消防職員の採用促進について、平成16年に通知を発出し、各消防本部における積極的な取組を求めているところである。 また、毎年、男女別の消防職員数を調査しており、女性消防職員の占める割合が年々増加していることを把握している。	対応中	総務省	
				○ 法務省においては、第3次男女共同参画基本計画に基づく「法務省における女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、女性の採用及び登用の拡大に取り組んでいるところであり、今後も、上記拡大計画の趣旨に基づき、女性の登用を図るよう努めてまいりたい。 特に、災害発生時に設置される、災害対策本部における事務局員については、可能な範囲で男女共同参画の視点も取り入れつつ、選定するよう努めてまいりたい。	対応中	法務省	
6			○ 加えて、国及び地方公共団体の防災・復興関連部局の管理職及び職員が、その業務の遂行に際して男女共同参画の視点をより多く取り入れることを可能にするため、それらの職員に対する研修等の機会に、東日本大震災への対応等から得られた教訓を素材に、男女共同参画の視点について理解を深めていく必要がある。その際、国及び地方公共団体の男女共同参画担当部局による積極的な支援・協力も期待される。	○ 内閣府が地方公共団体向けに作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月)において、男女共同参画の視点からの災害対応について研修等を実施することを記載。取組指針の内容については、関係府省の協力を得て、地方公共団体の防災・復興担当部局に通知したほか、平成25年10月から11月にかけて、内閣府防災部局が全国9か所で開催するブロック会議においても本取組指針の周知を図った。今後も様々な機会を活用して周知していく予定。	対応中	内閣府	
				○ 国や地方公共団体で防災に携わる職員の職務内容と経験に応じた災害対処能力等を養成するための研修等において、男女共同参画の視点を踏まえたカリキュラムの導入を検討する。	対応中	内閣府	
				○ 復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例などを収集し、公表するとともに、この事例集も活用しながら、被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけている。	対応中	復興庁	
				○ 消防庁においては、消防職員を対象とする研修会等において女性消防職員の採用や職域拡大等について理解を深めていただくよう取り組んでいる。	対応中	総務省	
7			○ 「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)に基づいて男女共同参画に関して各府省が講じている施策の進捗状況等を把握するなど、復興施策に男女共同参画の視点が反映されるよう、当該組織・担当者がその設置の趣旨を生かして十分に機能することを期待する。	○ 「東日本大震災からの復興方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)に基づいて男女共同参画に関して各府省が講じている施策の進捗状況を把握するとともに、復興施策に男女共同参画の視点が反映されるよう働きかけを行った。	対応中	復興庁	
8			○ あわせて、復興庁以外の国及び地方公共団体の防災・復興関連部局においても、男女共同参画に関わる問題について核として機能する組織や担当者を定めておくことも有効な取組と考える。				

No.	章	項	意見	対応内容	対応状況	担当府省	備考	
9			<p>○ 意欲のある女性がその能力を発揮して役割を十分に果たすことができるよう、以下の点について留意し、災害対応に当たることのできる女性の確保及び災害にも対応するための職業能力の向上に取り組む必要がある。</p> <p>ア)女性の消防職員、警察官、自衛官等の定着の促進、災害対応についての平時からの研修及び訓練の充実等</p> <p>イ) 発災直後における保育所及び認定こども園による児童の積極的な受入れなど、災害対応に当たる公務員・民間企業等の従業員等が子育てや介護等の家族的責任を有する場合における、当該公務員等の子育て・介護への支援</p> <p>ウ)現場において災害対応に当たる女性の消防職員、警察官、自衛官等の更なる参画拡大(法令により女性の就業が制限されている業務を除く。)</p>	<p>○ ア) 各都道府県警察において、大規模災害等を想定し、女性警察官も男性警察官と隔てなく、平時から訓練等を実施している。</p> <p>○ ウ) また、災害発生時には、避難所等における被災者の相談対応や警戒・警ら活動等において、女性警察官を中心としたきめ細かな活動を行うなど、災害対応の現場においても女性警察官が活躍している。</p>	対応中	警察庁		
				<p>○ 消防庁では、平成16年に、女性消防職員の警防業務への従事に係る留意事項に係る通知を発出し、適正な取扱いに配慮するよう周知徹底を図っている。</p>	対応中	総務省		
				<p>○ イ)東日本大震災発生時には、被災地周辺市町村との連携による広域的調整体制の構築やそれに伴う費用負担に係る特例措置について周知するとともに、保育所及び認定こども園への入所手続き等の簡略化、施設等の復旧に対する支援を行った。</p> <p>今後も災害の規模や状況に応じて臨機応変に判断し、速やかに対応していく。</p>	対応済	文部科学省、厚生労働省		
				<p>○ ア)災害に対応するための訓練は平時から行っている。</p> <p>○ イ)また、災害派遣において女性自衛官の活用を図るため、災害派遣等の緊急登庁時に職員が子の臨時の預け先の確保などに不安を抱くことなく、常時即応態勢を維持するための託児支援策を引き続き推進している。</p>	対応中	防衛省		
第4 防災・復興に係る男女共同参画の視点の導入等								
10		1	男女共同参画基本計画等における防災・復興分野の組み込み					
			<p>○ 次期男女共同参画基本計画の策定に際しては、今般の東日本大震災における教訓、震災後に講じられた各府省の施策、本意見において求めている取組に係る施策の実施状況等を踏まえて、防災分野についても具体的施策における内容の一層の充実を図るとともに、復興分野における男女共同参画の推進に係る取組を具体的施策として取り上げ、これを念頭に置いて検討を進めることが適当である。あわせて、次期基本計画の構成において、防災及び復興に関する分野を「地域」等から切り離して、単独の重点分野とすることも全体のバランスを見ながら検討すべきである。</p>					
11			<p>○ 都道府県及び市町村の定める男女共同参画計画における防災・復興関連の施策の位置づけ等に関する状況を調査し、その結果を踏まえて、地方公共団体に対して、男女共同参画計画の中に防災・復興関連施策が適切に組み込まれるよう検討を促す必要がある。</p>	<p>○ 内閣府において、市区町村が定める男女共同参画計画における防災・復興関連施策の位置づけ等を把握し、今年度内に公表する予定。</p>	対応中	内閣府		

No.	章	項	意見	対応内容	対応状況	担当府省	備考
		2	防災・復興に係る各種の計画、指針・マニュアル等における男女共同参画の視点の導入				
12			<p>○ 今後発生するおそれのある自然災害への準備のため、政府においては、東日本大震災における経験を基に、男女共同参画の視点から、被災者支援、応急対策、復旧・復興、予防等の各段階における必要な対策・対応を取りまとめ、周知する必要がある。その際、国が定める指針やマニュアルにおいては、現場における行動の根本となる部分を重視し、細部については現地の状況に応じた柔軟な判断や裁量がいかなされるような表現として、指針やマニュアルが災害発生時に現場で行われる機動的・柔軟な意思決定や行動の妨げとなったり、現場関係者の硬直的な対応に結び付いたりしないよう留意が必要である。</p>	<p>○ 東日本大震災や過去の災害の経験を基に、男女共同参画の視点から、予防、応急、復旧・復興等の各段階における必要な対策・対応について地方公共団体が取り組むべき基本的事項を示した取組指針を平成25年5月に作成・公表した。また、本取組指針においては、現場における行動の根本となる部分を重視し、基本的考え方及び各段階において必要とされる取組について示している。</p> <p>○ 災害対策基本法等の一部改正する法律(平成25年法律第54号)では、避難所に滞在する被災者について、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう、地方公共団体を含めた災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定したところである。</p> <p>このような改正法の趣旨・内容を踏まえ、国としても、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の策定し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにすること。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること ・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置すること。その際、女性の障害者等に適切に対応できるようにするため、窓口には女性を配置することが適切であること <p>を盛り込んだところであり、各市町村において避難所における良好な生活環境が確保されるよう国として積極的に取り組んでまいりたい。</p> <p>なお、平成25年10月～11月にかけて全国9か所で開催したブロック会議において、市町村の防災担当者や福祉担当者を対象として同取組指針の内容を説明するとともに、先進的な取組事例の紹介も合わせて実施するなど、周知徹底を図ったところ。</p> <p>○ 防災訓練を実施するための指針及び基本的な考えを示す「平成25年度総合防災訓練大綱」において、「訓練の実施にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れる」ことを「防災訓練実施に当たっての基本的な方針」に盛り込んでいる。</p>	対応済	内閣府	
					対応中	内閣府	
13			<p>○ 内閣府において「男女共同参画の視点からの震災対応マニュアル」を現在作成していることは評価できるものであり、地方公共団体や関係団体・有識者等の意見を広く取り入れつつ内容の検討を行い、完成後はこれをウェブサイトで公表するとともに、地方公共団体、関係団体等に配布し、更に地方公共団体職員等を対象とした説明会等を開催するなどして、万一の際にはその内容を実践に移せるよう関係者に十分な周知を行う必要がある。また、地方公共団体に対して、このマニュアルの内容を踏まえて、各地域の実情に応じた独自のマニュアル等の作成や、平時から男女共同参画の視点からの防災・復興に関する知識の普及、学習・訓練の機会の拡充を図るため、職員や関係者に対する研修、地域住民の参加により男女共同参画の視点を取り入れた防災訓練等の実施、女性と防災をテーマとしたワークショップの開催等の取組を促す必要がある。</p>	<p>○ 内閣府が地方公共団体向けに作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月)については、ウェブサイトで公表したほか、地方公共団体、関係団体等に冊子を配布した。また、関係府省の協力を得て、地方公共団体の防災・復興担当部局に通知したほか、平成25年10月から11月にかけて、内閣府防災部局が全国9か所で開催するブロック会議においても本取組指針の周知を図った。今後も様々な機会を活用して周知していく予定。</p> <p>○ 防災訓練を実施するための指針及び基本的な考えを示す「平成25年度総合防災訓練大綱」において、「訓練の実施にあたっては、男女共同参画の視点を取り入れる」ことを「防災訓練実施に当たっての基本的な方針」に盛り込んでいる。</p>	対応中	内閣府	
					対応済	内閣府	
		3	男女共同参画センター・女性センター等の役割、地域・民間団体との連携				
14			<p>○ 大規模な災害が発生した際のセンターの機能の強化を促す観点から、職員に対する研修、地域における女性リーダーの人材育成のための研修等の支援、関係機関相互のネットワーク構築のための支援に引き続き努めるとともに、全国の取組の中から他の参考となるような好事例の紹介等に取り組む必要がある。</p>	<p>○ 内閣府において、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針 解説・事例集」(平成25年5月)を作成し、参考となる事例を紹介した。</p> <p>○ 「男女共同参画センター等管理者との情報交換会」(毎年度3月に開催)において、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」の説明などを行う予定。</p>	対応中	内閣府	

No.	章	項	意見	対応内容	対応状況	担当府省	備考	
		4	男女共同参画の視点に立った避難所・応急仮設住宅等の運営					
15			<p>○ 東日本大震災後に避難所の運営に関して見られた事例も踏まえ、避難所運営に女性を含む多様な主体の視点を反映させるための対策を国が作成する指針やマニュアル等に盛り込むとともに、平時から固定的な性別役割分担意識の解消のための広報・啓発に努める必要がある。</p>	<p>○ 内閣府が地方公共団体向けに作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月)において、避難所の運営に男女両方が参画することや、平常時からの男女共同参画の推進が防災・復興の基盤となることを盛り込んだところ。取組指針の内容については、関係府省の協力を得て、地方公共団体の防災・復興担当部局に通知したほか、平成25年10月から11月にかけて、内閣府防災部局が全国9か所で開催するブロック会議においても本取組指針の周知を図った。今後も様々な機会を活用して周知していく予定。</p>	対応中	内閣府		
				<p>○ 災害対策基本法等の一部改正する法律(平成25年法律第54号)では、避難所に滞在する被災者について、その生活環境の整備等に関し適切な対応がなされるよう、地方公共団体を含めた災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布及び保健医療サービスの提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならないと規定したところである。</p> <p>このような改正法の趣旨・内容を踏まえ、国としても、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の策定し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民による避難所運営組織においても、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、乳幼児や子どものいる家庭等のニーズに配慮し、生理用品等女性に必要な物資や衛生・プライバシー等に関する意見を反映させるようにすること。また、避難所における要配慮者支援班等と連携し、要配慮者の意見も反映させるようにすること ・高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を抱えた家族、外国人等の要配慮者や在宅の人も含め、様々な避難者の意見を吸い上げるため、相談窓口を設置すること。その際、女性の障害者等に適切に対応できるようにするため、窓口には女性を配置することが適切であること <p>を盛り込んだところであり、各市町村において避難所における良好な生活環境が確保されるよう国として積極的に取り組んでまいりたい。</p> <p>なお、平成25年10月～11月にかけて全国9か所で開催したブロック会議において、市町村の防災担当者や福祉担当者を対象として同取組指針の内容を説明するとともに、先進的な取組事例の紹介も合わせて実施するなど、周知徹底を図ったところ。</p>	対応中	内閣府		
16			<p>○ 地方公共団体に対し、各地域において実施される防災訓練等の場を活用して、東日本大震災の際の男女共同参画に係る問題点を教訓としながら、自治会等の関係者に対する説明を行うなど、避難所等の運営が男女共同参画の視点に留意したものとなるよう要請する必要がある。</p>	<p>○ 内閣府が地方公共団体向けに作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月)において、避難所運営マニュアル等の作成を通じて、防災知識の普及啓発に努めることを盛り込んだところ。取組指針の内容については、関係府省の協力を得て、地方公共団体の防災・復興担当部局に通知したほか、平成25年10月から11月にかけて、内閣府防災部局が全国9か所で開催するブロック会議においても本取組指針の周知を図った。今後も様々な機会を活用して周知していく予定。</p>	対応中	内閣府		
				<p>○ 平成25年度に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の策定し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・様々な要配慮者の特性と、それに応じた接し方について、避難所の運営管理者となりうる者を対象とした研修を実施すること ・平常時から災害時を想定した職員の参集訓練を実施しておくこと ・迅速かつ的確に避難所生活の支援を実施することができるよう、担当職員に対し、実践的な研修や訓練を行っておくこと ・関係機関の理解及び協力も得て、平常時から避難所の運営責任予定者を対象とした研修を実施すること <p>を盛り込んだところであり、各市町村において避難所における良好な生活環境が確保されるよう国として積極的に取り組んでまいりたい。</p> <p>なお、平成25年10月～11月にかけて全国9か所で開催したブロック会議において、市町村の防災担当者や福祉担当者を対象として同取組指針の内容を説明するとともに、先進的な取組事例の紹介も合わせて実施するなど、周知徹底を図ったところ。</p>	対応中	内閣府		
17			<p>○ 地方公共団体やNPO等とも連携しながら、女性の悩み、女性に対する暴力に関する相談事業を始めとする被災者に対する相談事業を引き続き実施することが必要である。</p>	<p>○ 当該相談事業について、平成26年度復興予算の事項要求で要求中(継続)。</p>	対応中	内閣府		

No.	章	項	意見	対応内容	対応状況	担当府省	備考
18			○ 災害時において福祉避難所や社会福祉施設において、24時間体制で要援護者への対応を行うことができるよう、全国的な支援のネットワークの構築に向けた取組や、障害者に対する支援に関して専門性のある人材の確保の必要がある。	○ 平成25年度に、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定し、 ・被災市町村の職員のみでは救助要員が不足する場合に、速やかに都道府県に対し、避難所を運営する職員の他、要配慮者の状態等を鑑み、介護を行う者（ホームヘルパー等）、手話通訳者、通訳介助者等の必要な職員の応援派遣を要請すること ・医師や看護師等の医療関係者や、社会福祉士等の専門職種については、別途、全国単位や都道府県単位で職能団体が独自の人的支援スキームを設けているものもあることから、都道府県と連携し、これらを適切に活用し、対応することが望ましいこと を盛り込んだところであり、各市町村において避難所における良好な生活環境が確保されるよう国として積極的に取り組んでまいりたい。 なお、平成25年10月～11月にかけて全国9か所で開催したブロック会議において、市町村の防災担当者や福祉担当者を対象として同取組指針の内容を説明するとともに、先進的な取組事例の紹介も合わせて実施するなど、周知徹底を図ったところ。	対応中	内閣府	
				○ 障害者基本計画（平成25年9月閣議決定）においては、災害発生後も継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワーク形成に取り組むこととしている。	対応済	内閣府	
19			○ 地方公共団体に対し、福祉避難所以外の避難所についても可能な限りバリアフリー化された施設を使用するよう促すほか、災害時に避難所としての使用が想定される公共施設のバリアフリー化を推進するための施策に取り組む必要がある。	○ 平成25年度に、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」を策定し、 ・避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図り、災害により重大な被害が及ばないことが望ましいこと。また、生活面を考慮し、バリアフリー化された学校、公民館等の集会施設、福祉センター、スポーツセンター、図書館等の公共施設とすることが望ましいこと ・平常時より、避難所として指定する施設をバリアフリー化等しておくことが望ましいこと。その際、防災・安全交付金や耐震対策緊急促進事業により、その工事費を国費により補助する等の支援が講じられているので、その活用等も検討すること ・福祉避難所を指定する場合は、耐震性、耐火性の確保に加え、天井等の非構造部材の耐震対策を図られ、バリアフリー化された施設を指定することが適切であること。また、生活相談職員等の確保という観点から老人福祉センター、障害福祉施設及び特別支援学校等の施設を活用することが適切であること ・物理的障壁の除去（バリアフリー化）がされていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障害児者用トイレ、スロープ等の仮設に努めること を盛り込んだところであり、各市町村において避難所における良好な生活環境が確保されるよう国として積極的に取り組んでまいりたい。 なお、平成25年10月～11月にかけて全国9か所で開催したブロック会議において、市町村の防災担当者や福祉担当者を対象として同取組指針の内容を説明するとともに、先進的な取組事例の紹介も合わせて実施するなど、周知徹底を図ったところ。	対応中	内閣府	
				○ 不特定多数の者や主に高齢者、障害者等が利用する建築物で、一定規模以上のものを建築する場合には、「バリアフリー法」に基づくバリアフリー化の義務付けや、所定の基準に適合した認定特定建築物に対する助成制度等の支援措置を行っている。窓口業務を行う官庁施設については、高度なバリアフリー化を目指した整備を推進している。 歩行空間については、「バリアフリー法」に基づき、駅、官公庁施設、病院等を結ぶ道路や駅前広場等において、高齢者・障害者をはじめとする誰もが安心して通行できるよう、幅の広い歩道などの整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障害者用ブロックの整備等を推進している。 都市公園の整備に当たっては、安全で安心した利用のため「バリアフリー法」に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障害者等が利用可能なトイレの設置等を進めている。	対応中	国土交通省	
				○ 東日本大震災の被災地の復旧・復興及び全国の学校の安全性・防災機能の強化を進める上での知見を示した『「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言』において、災害時における高齢者や障害者等の要援護者の円滑な避難生活のため、スロープや障害者用トイレの設置等の学校施設のバリアフリー化を行うことが必要であること、また、要援護者に限らず、バリアフリー化を行うことは、避難住民の避難生活を円滑にする上でも有効であることを学校設置者に示している。 また、災害時に避難所としての役割も果たす公立学校施設のバリアフリー化に対して国庫補助を行っている。	対応中	文部科学省	

No.	章	項	意見	対応内容	対応状況	担当府省	備考
20			○ 災害時要援護者の避難支援ガイドラインの見直しを行う際に、男女共同参画の視点にも留意する必要がある。	○ 平成25年6月の法改正を受け、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成18年3月)を全面的に改定し、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を策定・公表したところ。 なお、本改定においては、取組指針の内容について、避難行動支援に係る事柄を中心にとりまとめたところであり、従来のガイドラインで対象としていた避難生活に係る部分については、別途策定している、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」の中で、要配慮者を含む多様な主体への配慮として記載することと整理したところ。	対応済	内閣府	
21			○ 今回顕在化した問題も踏まえて、災害法制全体の見直しの中で、より柔軟な対応が可能となるよう引き続きその在り方を検討する必要がある。	○ 地方防災会議の委員として学識経験者(大学教授等の研究者のみならず、女性も含むものである)を追加し、防災に関する政策・方針決定過程において多様な主体の参画を拡大した。(災害対策基本法の一部を改正する法律(平成24年法律第41号)) なお、平成25年度に策定した「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」において、避難所運営の主体について、人口の半数を占める女性等、多様な主体が責任者として加わり、そのニーズ配慮し、意見を反映させることについても盛り込んだ。	対応済	内閣府	
第5 被災者支援・復興の局面における男女共同参画の推進							
1 被災地における女性の雇用確保・起業支援							
22			○ 雇用創出基金事業や復興支援型地域社会雇用創造事業を通じて、被災地における女性の就業機会を増やすための努力を重ねており、こうした姿勢は評価できる。また、被災地で現在行われている雇用確保のための取組は時限的なものであることから、被災地における雇用の状況を引き続き把握し、事業終了までの間に震災前の状況と比較してどの程度まで回復したのか検証していくことも重要である。	○ 被災地における起業と雇用の創造のため、「社会的企業」の起業や担い手となる人材の育成を支援する事業を平成24年度において実施した結果、240人の女性が起業を達成した。(本事業による起業者全体に占める女性の割合は約40%) (復興支援型地域社会雇用創造事業) ○ 震災等緊急雇用対応事業については、引き続き被災地で実施しており、平成26年度概算要求においても、1年間の実施期間の延長を要求しているところ。	対応済	内閣府	
23			○ 引き続き、被災地における女性の雇用機会の確保、起業活動への支援について、それらの活動に携わるNPO等を通じた支援も含めて、今後とも継続的に行っていく必要がある。その際、特にNPO等が行う活動については、地域に根ざして地道に活動している団体が、全国的なネットワークをもっている支援関係者・団体とのつながりをもつことで、活動の規模を拡大したり、新たな事業を立ち上げたりすることが期待できることから、メディアで頻繁に取り上げられる地域や団体に民間等の支援が向かいやすいことも念頭に、こういった団体やメディアで報じられる機会は少なくとも真に支援を必要としている地域にも適切な支援が届くよう留意する必要がある。	○ 被災者の支援や被災地の復興支援に活躍いただいているNPO等の活動を支援するため、「NPO等が活用可能な政府の財政支援」について定期的にとりまとめ、公表している。 また、復興に当たって女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例などをとりまとめているが、その中で、起業支援、就業支援など”仕事づくり”の分野も含めて公表している。また、「女性による起業と女性の就業の場の確保に関するケーススタディ」も公表している。 ○ 被災地に特化していないが、新たに起業・創業や第二創業を行う女性及び若者等に対して事業計画を募集し、計画の実施に要する費用の一部を助成している(地域需要創造型等起業・創業促進事業)。また、新規事業や雇用の創出を図ることを目的とし、起業意欲のある女性等を対象に、日本政策金融公庫が必要な資金を低利で融資している。(女性・若者/シニア起業家支援資金)。	対応中	復興庁	
2 復興まちづくり等における男女共同参画の推進							
24			○ 「東日本大震災からの復興の基本方針」においても述べられているとおり、復興のあらゆる場・組織において女性の参画を促進することが男女共同参画の視点から欠かせないことから、政府においては、各種復興施策の実施に際して、女性を始めとする多様な住民の視点が反映されるよう、改めて地方公共団体に要請することが必要である。	○ 内閣府が地方公共団体向けに作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月)において、復旧・復興における男女共同参画の視点の反映を盛り込んだところ。取組指針の内容については、関係府省の協力を得て、地方公共団体の防災・復興担当部局に通知したほか、平成25年10月から11月にかけて、内閣府防災部局が全国9か所で開催するブロック会議においても本取組指針の周知を図った。今後も様々な機会を活用して周知していく予定。 ○ 復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例などを収集し、公表するとともに、この事例集も活用しながら、被災地において、男女共同参画の視点に立った具体的な取組を働きかけている。	対応中	内閣府	
25			○ 東日本大震災の発災後、職場を離れることが難しい夫を残して、子どもを連れて地元を遠く離れて生活している子育て世代の女性が多く存在する。政府においては、このような世帯に対して、その所在やニーズを把握しつつ、男女共同参画の観点からどのような支援を行うことができるかを検討する必要がある。	○ 原発事故発生時に福島県浜通り・中通り(原発事故による警戒区域等を除く)又は宮城県丸森町(以下「対象地域」という。)に居住しており、原発事故により避難して二重生活を強いられている母子避難者等(妊婦を含む。)及び対象地域内に残る父親等を対象に高速道路無料化措置を実施している。	対応中	復興庁	

No.	章	項	意見	対応内容	対応状況	担当府省	備考
		3	被災者の悩み・女性に対する暴力への取組				
26			○ このような被災地における女性の悩み・暴力相談事業を始めとする被災者に対する相談事業を今後も地方公共団体やNPO等の協力を得ながら、当面継続して実施していく必要がある。	○ 平成26年度復興予算の事項要求で要求中。(継続)	対応中	内閣府	
27			○ このような形で行われているボランティアの取組も念頭に、被災者から男女共同参画に関連する相談を受けた際の対応について、特に女性に対する暴力が絡むような相談においては被害者を尊重した対応が図られるよう、支援関係者に幅広く周知を図ったり、好事例を紹介するなどの取組を検討する必要がある。	○ 岩手県、宮城県、福島県に各10万枚の広報カードを作成し、関係機関、公共スペース、商用施設等に設置しているほか、チラシを作成して仮設住宅等に配布している。	対応中	内閣府	
		4	男女別データの整備				
28			○ 復興プロセスにおいて収集・作成している各種のデータを可能な限り男女別に整備していく必要がある。	○ 内閣府が地方公共団体向けに作成した「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月)において、男女別統計の整備を盛り込んだところ。取組指針の内容については、関係府省の協力を得て、地方公共団体の防災・復興担当部局に通知したほか、平成25年10月から11月にかけて、内閣府防災部局が全国9か所で開催するブロック会議においても本取組指針の周知を図った。今後も様々な機会を活用して周知していく予定。	対応中	内閣府	
				○ 被災者・被災地の負担なども勘案しながら、男女別のデータ整備に努める。	対応中	復興庁	
				○ ハローワークでの職業紹介に関するデータは基本的に男女別で把握することが可能である。	対応済	厚生労働省	
	第6	国際的な防災協力における男女共同参画					
29			○ 引き続き、防災と男女共同参画の分野における国際的なリーダーシップを発揮するとともに、上記決議(※国連婦人の地位委員会での決議)等の根幹を成す考え方を取組の基本に据え、国内においても決議の求める事項が確実に実行されるよう取り組む必要がある。	○ 第56回国連婦人の地位委員会決議を踏まえ、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」(平成25年5月)を作成した。今後は、本取組指針の概要を英訳し、国連等の会議において配布するなど、東日本大震災等の経験を国際社会と共有することを予定。	今後対応予定	内閣府	
				○ 「防災対策推進検討会議」の最終報告書(平成24年7月)の第1章の、「防災先進国日本」を世界に発信する、の項目において、「防災分野で世界をリードし、各国の防災水準の底上げを支援する」ことが明記されている。同報告書の提言に基づき、国際社会でリーダーシップを発揮できるよう、引き続き取り組んでいくこととしたい。	対応中	内閣府	
				○ 外務省では、第56回国連婦人の地位委員会(CSW)に提出した「自然災害とジェンダー」決議案をフォローアップするための決議を、第58回CSWIに提出する方向で調整を進めている。	対応中	外務省	
30			○ 2015年(平成27年)に開催される第3回国連防災世界会議については、今般、我が国での開催が決定したところであるが、このような防災に関する国際会議の代表団に今後より多くの女性が参画するよう、代表団の編成に当たって留意すべきである。	○ 「世界防災閣僚会議in東北(2012年7月)」、「防災グローバル・プラットフォーム(2013年5月、於:ジュネーブ)」の議長総括には、災害に強い社会を構築する際の女性の役割の重要性が言及されている。第3回国連防災世界会議の内容や詳細については、今後決定されるが、会議の成功に向け必要なステークホルダーが参加出来るよう、国連加盟国等と調整していくこととしたい。	対応中	内閣府	